

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税 務 署</p> <p style="text-align: center;">相続税の連帯納付義務のお知らせ</p> <p>あなたは、他の相続人と共に、殿の財産を相続しましたが、 殿の相続税については、相続税法第34条第1項の規定により、相続 によって受けた利益の価額を限度として、他の相続人と連帯して納付する責任 がありますのでお知らせします。 なお、ご不明の点につきましては、当署管理運営担当(担当者)ま でご連絡ください。</p>	<p>別紙 1</p> <p style="text-align: right;">昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税 務 署</p> <p style="text-align: center;">相続税の連帯納付義務のお知らせ</p> <p>あなたは、他の相続人と共に、殿の財産を相続しましたが、 殿の相続税については、相続税法第34条第1項の規定により、相続 によって受けた利益の価額を限度として、他の相続人と連帯して納付する責任 がありますのでお知らせします。 なお、ご不明の点につきましては、当署管理・徴収部門(担当)ま でご連絡ください。</p>

改正後

別紙2

平成 年 月 日

殿

税務署

税の連帯納付義務のお知らせ

あなたは、他の相続人と共に、
殿の財産を相続しましたが、
殿の 税（ 殿に係る 税）については、相続税法第34条第2項の規定により、相続によって受けた利益の価額を限度として、他の相続人と連帯して納付する責任がありますのでお知らせします。

なお、ご不明の点につきましては、当署管理運営担当（担当者）までご連絡ください。

改正前

別紙2

昭和 年 月 日

殿

税務署

税の連帯納付義務のお知らせ

あなたは、他の相続人と共に、
殿の財産を相続しましたが、
殿の 税（ 殿に係る 税）については、相続税法第34条第2項の規定により、相続によって受けた利益の価額を限度として、他の相続人と連帯して納付する責任がありますのでお知らせします。

なお、ご不明の点につきましては、当署管理・徴収部門（担当）までご連絡ください。

改正後

別紙3

平成 年 月 日

殿

税務署

税の連帯納付義務のお知らせ

あなたは、平成 年に、殿から財産の贈与を受けましたが、相続税法第34条第3項の規定により、殿の税について、贈与を受けた財産の価額を限度として、殿と連帯して納付する責任がありますのでお知らせします。

なお、ご不明の点につきましては、当署徴収担当（担当者）までご連絡ください。

改正前

別紙3

昭和 年 月 日

殿

税務署

税の連帯納付義務のお知らせ

あなたは、昭和 年に、殿から財産の贈与を受けましたが、相続税法第34条第3項の規定により、殿の税について、贈与を受けた財産の価額を限度として、殿と連帯して納付する責任がありますのでお知らせします。

なお、ご不明の点につきましては、当署管理・徴収部門（担当）までご連絡ください。

改正後

別紙4

平成 年 月 日

殿

税務署

贈与税の連帯納付義務のお知らせ

あなたは、平成 年中に、 殿に財産を贈与しましたが、
殿の贈与税については、相続税法第34条第4項の規定により、贈与した財産の価額を限度として、 殿と連帯して納付する責任がありますのでお知らせします。

なお、ご不明の点につきましては、当署管理運営担当（担当者 ）までご連絡ください。

改正前

別紙4

昭和 年 月 日

殿

税務署

贈与税の連帯納付義務のお知らせ

あなたは、昭和 年中に、 殿に財産を贈与しましたが、
殿の贈与税については、相続税法第34条第4項の規定により、贈与した財産の価額を限度として、 殿と連帯して納付する責任がありますのでお知らせします。

なお、ご不明の点につきましては、当署管理・徴収部門（担当 ）までご連絡ください。